

令和 6 年

# ふれあい通信

第 5 号

5月13日



## 自転車の交通事故防止

5/1(水)~5/31(金)は『自転車安全利用月間』です！

「じてんしゃ 三方よし」で事故防止



### 01 ヘルメットよし！

全ての自転車利用者のヘルメット着用が**努力義務化**  
自転車に乗るときは、ヘルメットを着用する



### 02 ライトよし！

夜間はライトを点灯し、反射材を自転車や身につけ、自分を目立たせる工夫をする



### 03 確認よし！

交差点では、信号と一時停止を守って、十分な安全確認をする

自転車は運転免許がいらない大変便利な乗り物ですが、交通ルールを守らなければ自分が事故に遭うばかりでなく、相手にケガをさせてしまうことがあります。

みなさん、「自転車安全利用月間」を機会に自転車の交通ルールを確認し、守りましょう。



安全運転！

## 忘れていませんか？自転車用ヘルメット

自転車事故で死亡した人の多くが、頭部に致命傷を負っています。頭部の保護は、事故の被害を軽減する上でとても重要です。

昨年4月1日から、全ての自転車利用者のヘルメット着用が**努力義務化**されました。

自転車に乗るときはヘルメットをかぶり、あごひももしっかり締めましょう。

# お試し自主返納のご案内

ご好評につき、第2弾実施

お試し自主返納とは、運転に不安を感じる高齢ドライバーに、自主的に自動車を運転しない生活を任意の期間（1か月間程度）体験してもらい、公共交通機関の利便性や家族のサポート等に対する「気づき」を促して、自主返納を促進するものです。

今年度は2つの参加特典付き

LEDライト



反射キーホルダー



協賛店は  
こちらで  
確認！



※お試し自主返納参加者は運転免許の保有者ですので、同免許で該当する車両を運転することは可能です。

但し、目的の趣旨をご理解いただき、運転はお控えください。

対象者

運転免許を保有  
県内在住の高齢者  
(65歳以上)

募集  
人数

先着200人

募集  
期間

令和6年5月7日  
から

参加  
期間

1か月間程度で  
本人が希望する  
時期

滋賀県警察本部 交通企画課 高齢者交通安全推進室 ふれあいチーム  
電話：077-522-1231（代表） 平日 8:30~17:00

## パソコンのサポート費用を要求する サポート詐欺に注意！

警告音やウイルス感染を警告する画面が表示される

→ 閲覧している者を焦らせる!!

サポート窓口等の問い合わせ先が表示される

→ 正規の窓口と誤信させ電話させる!!



- 画面を閉じ、パソコンを切りましょう
- 表示されている連絡先に絶対連絡しない！
- 購入店やメーカーの窓口、家族や警察に相談しましょう

犯人は言葉巧みにサポート費用として  
電子マネーの購入等を要求してきます

Check!  
☝

家族や知り合いにも、教えてあげてください！

施設の窓口に掲示するなど、必要な方々にご覧いただけるようご協力ください。

FAX配信からインターネットのE-mail配信に変更のご希望があれば、  
下記にご連絡ください。また、県警HPでもご覧いただけます。

滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室 ふれあいチーム  
TEL 077-522-1231（代表） Eメール x0022@police.pref.shiga.jp